

平成25年 No. 9

○東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

特任教授等の名称を変更するものである。

承認経過

平成25年 1 月23 日 教育研究評議会 審議・承認

○特任教授等の選考に関する特例規程の一部を改正する規程

制定理由

特任教授等の名称を変更するものである。

承認経過

平成25年 1 月23 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学特任教授等に関する規程及び特任教授等の選考に関する特例規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年 1 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第 9 号

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

平成25年規程第10号

特任教授等の選考に関する特例規程の一部を改正する規程

特任教授等の選考に関する特例規程（平成16年規程第49号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特任教授等に関する規程の一部改正について

改正理由：特任教授等の名称を変更するもの

改 正	現 行
東京学芸大学<u>特命</u>教授等に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）における<u>特命</u>教授、<u>特命</u>准教授、<u>特命</u>講師及び<u>特命</u>助教（以下「<u>特命</u>教授等」という。）に関し、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において「<u>特命</u>教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、<u>本学</u>の運営上特に必要な業務に従事する者、並びに大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する<u>本学</u>附属学校教員で、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）又は東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）に定める教授、准教授、講師又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 (選考) 第3条 <u>特命</u>教授等の選考は、役員会の議に基づき、学長が行う。 (称号) 第4条 前条の規定により選考された者は、<u>特命</u>教授等を称することができる。	東京学芸大学<u>特任</u>教授等に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）における<u>特任</u>教授、<u>特任</u>准教授、<u>特任</u>講師及び<u>特任</u>助教（以下「<u>特任</u>教授等」という。）に関し、必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この規程において「<u>特任</u>教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、<u>本学</u>の運営上特に必要な業務に従事する者、並びに大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する<u>本学</u>附属学校教員で、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）又は東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）に定める教授、准教授、講師又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。 (選考) 第3条 <u>特任</u>教授等の選考は、役員会の議に基づき、学長が行う。 (称号) 第4条 前条の規定により選考された者は、<u>特任</u>教授等を称することができる。

(付与期間) 第5条 有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき雇用される者が<u>特命</u>教授等を称することができる期間は、本学に勤務する期間とする。 2 教職大学院及び免許状更新講習を担当する附属学校教員が<u>特命</u>教授等を称することができる期間は、当該担当を命ぜられた期間とする。 (補則) 第6条 この規程に定めるもののほか、<u>特命</u>教授等に関し必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 (改廃) 第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。 <u>附則</u> <u>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</u>	(付与期間) 第5条 有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき雇用される者が<u>特任</u>教授等を称することができる期間は、本学に勤務する期間とする。 2 教職大学院及び免許状更新講習を担当する附属学校教員が<u>特任</u>教授等を称することができる期間は、当該担当を命ぜられた期間とする。 (補則) 第6条 この規程に定めるもののほか、<u>特任</u>教授等に関し必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 (改廃) 第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。
--	--

特任教授等の選考に関する特例規程の一部改正について

改正理由：特任教授等の名称を変更するもの

改 正	現 行
<u>特命教授等の選考に関する特例規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、本学における特別な任務若しくは教育研究（以下「任務等」という。）に資するため、小学校、中学校、高等学校等の教育・行政に造詣が深く、又は優れた識見を有する者を雇用する場合の選考について定めるものとする。 (選考) 第2条 前条に定める者を雇用する場合は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年 規程第15号）にかかわらず、役員会の議を経て、学長が雇用できるものとする。 2 前項により雇用されたことのある者を、選考された職と同一の職及び任務等で雇用するときは、役員会の審議を省略し、学長が雇用できるものとする。 (選考結果報告) 第3条 前条に基づき雇用した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。 (称号) 第4条 第2条により雇用された者は、東京学芸大学<u>特命教授等</u>に関する規程（平成16年規程第48号）により、<u>特命教授等</u>を称することができるものとする。 (改廃) <u>第5条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。</u> <u>附則</u> <u>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</u>	<u>特任教授等の選考に関する特例規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、本学における特別な任務若しくは教育研究（以下「任務等」という。）に資するため、小学校、中学校、高等学校等の教育・行政に造詣が深く、又は優れた識見を有する者を雇用する場合の選考について定めるものとする。 (選考) 第2条 前条に定める者を雇用する場合は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）にかかわらず、役員会の議を経て、学長が雇用できるものとする。 2 前項により雇用されたことのある者を、選考された職と同一の職及び任務等で雇用するときは、役員会の審議を省略し、学長が雇用できるものとする。 (選考結果報告) 第3条 前条に基づき雇用した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。 (特任教授) 第4条 第2条により雇用された者は、東京学芸大学<u>特任教授等</u>に関する規程（平成16年規程第48号）により、<u>特任教授等</u>を称することができるものとする。

